

IV-49

福祉交通における介護タクシーの需要実態について

秋田大学 学生会員 ○高橋 亨
秋田大学 正会員 木村 一裕
秋田大学 フェロー 清水浩志郎

1. はじめに

わが国では人口の高齢化が進む中で、高齢者・障がい者の社会参加を支援する様々な制度が整備されてきている。そのなかのひとつである介護保険制度は、高齢者・障がい者の介護を社会が担うことを目的として導入された制度であり、この制度を利用した介護タクシー事業が全国で増加している。現在、介護タクシーの事業者は全国で143社（平成14年3月現在）、その後の指定取得を加えると150～170社に達していると推測される。秋田県内においても9社のタクシー会社が介護タクシー事業を実施している。また、国土交通省の調査によると、平成14年3月現在、全国の正規の介護タクシー・福祉タクシー事業者はあわせて1,206社（前年比16.7%増）、車両数は3,445台（前年比26.5%増）と、依然として増加傾向にある。

介護保険制度の財源を考えると、現状のままでは財源の逼迫や破綻ということが想定される。また、平成15年4月に実施される介護報酬の改定によって、介護タクシーの利用者・事業者になんらかの影響が生じるものと思われる。

本研究では、これら介護タクシー事業の現状を把握した上で、介護報酬の改定による影響を考慮し、介護タクシー事業者と利用者の現状を把握することを目的としている。

2. 介護タクシーの料金改定について

現在の介護タクシーは、介護保険制度の「身体介護の30分未満」を適用して行われている。そのため料金は、30分未満の利用であれば料金2,100円の1割にあたる210円を利用者が負担するというものである。2,100円を超える分については、100%自己負担となっている。利用対象者は要介護1～5、要支援の認定を受けている介護保険適用者である。

1月23日の介護給付費分科会から厚生労働省へ

の介護報酬改定の答申によると、介護タクシーには「身体介護30分未満」から、新設される「乗・降車介助」が適用されることになる。料金は、「乗・降車介助」の料金1,000円の1割にあたる100円に、メーター料金とタクシー会社側の運営費を加えたものが利用者の負担額になるようである。会社によって多少ばらつきがあるようだが、おおむね1,200～1,300円を利用者が負担することになる見通しである。利用対象者は要介護1～5の認定を受けている介護保険適用者で、介護認定で要支援とされた人は対象外となる。表1は介護報酬の改定前と改定後の内容について比較したものである。

表1 介護報酬の改定前と改定後の比較

	改定前	改定後
サービスの種類	身体介護の30分未満	新設される乗・降車介助
利用料金	30分未満は2,100円の1割にあたる210円。2,100円の超過分は100%自己負担。	1,000円の1割にあたる100円とメーター料金、運営費（合計1,200～1,300円程度）
利用対象者	要介護1～5、要支援の介護保険適用者	要介護1～5の介護保険適用者（要支援を除く）

3. 事業者へのヒアリング調査について

これまでの福祉交通の動向を整理した上で、現在の運行状況、介護報酬の改定による影響を把握するため、秋田市内の介護タクシー事業者に対してヒアリング調査を行った。表2は介護タクシー事業者の現在の運行状況についてまとめたものである。

介護報酬の改定による新料金の設定については、料金1,000円の1割にあたる100円に、メーター料金と事業者側の運営費500円程度を加えた1,200～1,300円程度を予定しているという。これは、現在の利用時間が30分未満の利用者にとっては大幅な負担の増加で、その他の多くの利用者にとっても負担が増加することとなる。そのため、報酬の改定後の

利用者数については、要支援の利用者が対象外になることもあり、大幅な減少を見込んでいるという。

次に、介護タクシー利用者の相乗りについては、事業者としては単独移送よりも利益があるという見方をしていた。そして、相乗りの需要も十分にあると考えられ、「行き」についてのみの移送であれば可能であるということであった。しかし、サービスとして成り立たせるにはかなり難しいという。その理由として、利用者が相乗りを嫌がる可能性があること、乗務員のシフトが難しくなること、利用者それぞれのメーター料金が違うため徴収に難があることを挙げている。また、相乗りを考えるのであれば、利用者それぞれの家が近くにあり、なおかつ目的地が同じであることを条件に挙げていた。そのため、利用者の利用状況をはじめとする様々な条件によって、相乗りができるかどうか左右される可能性があると言える。

表2 介護タクシー事業者の現在の運行状況

調査対象	秋田市内の介護タクシー事業者 (タクシー会社)
事業範囲	秋田市内および近隣の町 (申請は秋田市内)
活動実績	利用者数…646人/月、利用件数…4370回/月 (ともに平成14年11月実績) ※平成13年12月の利用者数…341人/月
稼働率	ヘルパー(乗務員)1人あたり…8～10件/日
車両数	後部座席90度回転タイプ…19台 車いす対応(スロープ付)…2台
主な調査内容	・現在の運行状況について ・介護報酬の改定による新料金の設定について ・改定後の利用者数の見込みについて ・相乗りの場合の事業者側から見た問題点と、仮に運行する場合の条件について

4. 利用者へのアンケート調査について

事業者へのヒアリング調査をもとにアンケートを作成し、介護タクシー利用者(秋田市、近隣の町に在住)に1月末に送付した。昨年3月のアンケートでは、利用者は個別交通であること、負担が少ないことを高く評価している一方で、利用目的が限定されており、他の目的でも利用したいという希望が多かった。他方、今日の改正にも見られるように、社会的には介護保険適用者が増加する中で、より効率的な運行が求められる。そこで、このアンケート調査は、現在の介護タクシーの利用状況から相乗りの

可能性について検討すること、介護報酬の改定による負担の増加が利用意識に与える影響を把握すること、利用目的の拡大の可能性について検討することを目的としている。表3はアンケート調査の概要についてまとめたものである。

現在の利用者の利用目的や利用時間などについて詳細に把握し、その上で利用目的の自由度と相乗りの関係、料金と相乗りの関係について利用者の妥協点を見つけることができれば、相乗りの可能性について検討することができると考える。また、介護報酬の改定による利用者の負担の増加が利用回数に与える影響を把握することは、今後の介護タクシー事業の方向性を示すために重要であると考えられる。

なお、調査結果については当日報告したい。

表3 利用者に対するアンケート調査の概要

1. 調査対象	ヒアリング調査を行った介護タクシー事業者の利用者 (秋田市、近隣の町に在住)
2. 調査方法	郵送によるアンケートの配布、回収
3. 配布数	709
4. 主な調査項目	・現在の利用状況について ・現在の料金よりも500円、1000円ほど高くなった場合の利用回数について ・相乗りで利用すれば、低料金で利用できる場合の利用者の利用意識について ・利用目的は自由になるが、料金が高くなる場合、または相乗りで利用しなければならない場合の利用者の利用意識について

5. 今後の課題

4月からの介護報酬の改定によって、負担が多くなることによる利用者の減少や要支援の利用者がサービス対象外になることで、介護タクシー事業者は大きな影響を受けるものと考えられる。そのため、4月までの間に利用者や居宅サービスを計画するケアマネージャーに対して、料金等に関する十分な説明を行うことが現段階で最も重要であると考えられる。

利用者ができるだけ負担を減らすために、他の移動手段へ切り替えるということも考えられる。現在のように、低料金で満足のできるサービスを受けることができるように、相乗りでの利用の可能性を検討する必要があると考える。また、利用目的を拡大するという意味でも、介護タクシーとボランティア団体等との統合・連携やすみ分けなど、各移送サービスの役割を明確にすることが求められる。